

金 監 督 第 281号
令和5年2月7日

一般社団法人 全国銀行協会 御中

金融庁監督局長 伊藤 豊

外国人起業活動促進事業等を活用する外国人起業家への金融サービス提供について

平素より金融行政に多大なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

政府においては、「新しい資本主義」の実現に向け、「スタートアップ育成5か年計画」（令和4年11月28日新しい資本主義実現会議決定）等を策定し、スタートアップを、社会的課題を成長のエンジンに転換して持続可能な経済社会を実現するものと位置付け、様々な取組を進めております。同計画においては、「海外起業家・投資家の誘致拡大」に関する施策も盛り込まれているところです。

については、先般決定された「規制改革推進に関する中間答申」（令和4年12月22日規制改革推進会議決定）及び「国家戦略特区において取り組む規制改革事項等について」（令和4年12月22日国家戦略特別区域諮問会議決定）も踏まえ、外国人起業活動促進事業及び国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業を活用する外国人起業家の我が国における起業活動の利便性向上に向けて、金融サービス提供に関する下記の事項について要請いたしますので、貴協会におかれましては、貴協会会員金融機関に対し、周知・徹底をお願いいたします。

記

1. 外国人起業活動促進事業を活用し、外国人起業促進実施団体より起業準備活動計画確認証明書の交付を受け、在留資格（特定活動）を付与された者から、入国後6月経過以前に口座開設の取引の申し出があった場合、起業準備活動計画確認証明書を確認の上で、居住者口座又は居住者と同等の口座を提供するなど、適切な対応を講じること。
2. 国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業を活用し、地方公共団体より創業活動確認証明書の交付を受け、在留資格（経営・管理）を付与された者から、入国後6月経過以前に口座開設の取引の申し出があった場合、創業活動確認証明書を確認の上で、居住者口座又は居住者と同等の口座を提供するなど、適切な対応を講じること。
3. 既に非居住者として口座開設済である上記の者についても同様に、入国後6月経過以前であっても、申し出により居住者口座又は居住者と同等の口座を提供するなど、適切な対応を講じること。

(以 上)

※他の預金取扱金融機関関連団体にも同様に発出